

令和6年3月定例会議案概要

第3号議案から第16号議案まで

越谷市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて(14件)

越谷市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの

*任期：令和6年(2024年)4月27日から令和9年(2027年)4月26日まで(3年間)

| 氏名 | 生年月日 | 現委員 | 略歴 |
|--------|--------------------|-----|-----------------|
| 石塚健造 | 昭和28年(1953年)9月1日 | | 西方・相模町農地管理組合役員 |
| 荻島元治 | 昭和40年(1965年)3月30日 | ○ | 越谷市農業団体連合会副会長 |
| 金子繁雄 | 昭和30年(1955年)6月7日 | ○ | 越谷市農政審議会会長職務代理者 |
| 小林博 | 昭和39年(1964年)5月22日 | ○ | 越谷市農業委員会委員 |
| 坂巻慎一 | 昭和56年(1981年)9月26日 | | 元越谷市グリーンクラブ会長 |
| 白鳥みどり | 昭和37年(1962年)4月22日 | | 農業従事者 |
| 瀬尾守 | 昭和28年(1953年)1月1日 | ○ | 元越谷市農業協同組合監事 |
| 田口勲 | 昭和41年(1966年)10月4日 | ○ | 民生委員・児童委員 |
| 豊田佳樹 | 昭和34年(1959年)9月6日 | | 越谷市農地利用最適化推進委員 |
| 中島満 | 昭和30年(1955年)8月7日 | | 増森新田出荷組合役員 |
| 三ツ木宗一 | 昭和27年(1952年)12月16日 | ○ | 越谷市農政審議会委員 |
| 山崎明美 | 昭和42年(1967年)12月31日 | | 農業従事者 |
| 山崎保夫 | 昭和28年(1953年)11月30日 | ○ | 元越谷市農業協同組合常勤監事 |
| 小野寺美佐子 | 昭和37年(1962年)9月9日 | | 出羽地区大関団地自治会長 |

第17号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員木村正英氏の任期満了(令和6年(2024年)3月31日)に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：木村正英(きむら・まさひで)

生年月日：昭和31年(1956年)3月22日

略歴：土地家屋調査士

第18号議案 越谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市固定資産評価審査委員会委員與喜多正人氏の任期満了(令和6年(2024年)4月2日)に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：與喜多正人(よぎた・まさひと)

生年月日：昭和45年(1970年)10月6日

略歴：税理士

第19号議案 越谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について 【総務部人事課】

地方自治法の一部が改正されることに伴い、育児休業をしている会計年度任用職員を勤労手当の支給対象者とするもの。令和6年4月1日から施行

第20号議案 越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について 【総務部人事課】

児童福祉法の一部が改正されることに伴い、児童発達支援センターの類型を一元化するもの。
令和6年4月1日から施行
改正前：福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター
改正後：児童発達支援センター

第21号議案 包括外部監査契約の締結について 【行財政部行政管理課】

- (1) 契約の目的：包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- (2) 契約の始期：令和6年（2024年）4月1日
- (3) 契約金額：1,200万円を上限とする額
- (4) 契約の相手方：小林正和（公認会計士）

第22号議案 越谷市介護保険条例の一部を改正する条例制定について 【地域共生部介護保険課】

第1号被保険者（65歳以上）に係る介護保険料の見直しを行うもの。令和6年4月1日から施行

- (1) 基準額の変更
改定前：月額5,380円（年額64,560円） 令和3年度～令和5年度
改定後：月額6,000円（年額72,000円） 令和6年度～令和8年度
- (2) 所得区分の変更
6段階以上の各段階を区分する合計所得金額について、国に準拠した見直しを行うもの

厚生労働省令の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、介護サービスに関する基準条例（13条例）・3議案（★印）において、省令と同様の改正を行うもの

【3議案（13条例）の改正内容（共通事項）】

(1) 重要事項の掲示の見直し

事業所の運営規程の概要等に係る重要事項の掲示について、現行の事業所内における書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を義務付けるもの

(2) 管理者の兼務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所等の範囲について、事業所等の管理上支障がない場合には、同一敷地内に限らず、他の事業所等の職務に従事することを可能とするもの

第23号議案 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について★ 【地域共生部介護保険課】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関係条例（6条例）について同様の改正を行うもの。令和6年4月1日から施行

【主な改正内容（個別事項）】（介護サービスのうち施設サービス関係）

- (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催することを義務付けるもの
- (2) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関との連携により適切な対応が行われるよう、協力医療機関と実効性のある連携体制を構築することを義務付けるもの
- (3) 新興感染症の発生時等の対応を第二種協定指定医療機関との間で取り決める努力義務を定めるもの

【改正する条例】

- (1) 越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 越谷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (5) 越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6) 越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

第24号議案 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について★

【地域共生部介護保険課】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関係条例（5条例）について同様の改正を行うもの。令和6年4月1日等から施行

【主な改正内容（個別事項）】（介護サービスのうち訪問・通所等サービス関係）

- (1) 短期入所・多機能系サービスにおいて、身体的拘束等の適正化のための措置として、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施を義務付けるもの
- (2) 訪問・通所系サービスにおいて、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、記録を義務付けるもの
- (3) 居住系サービスにおいて、利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関との連携により適切な対応が行われるよう、協力医療機関と実効性のある連携体制を構築する努力義務を定めるもの
- (4) 居住系サービスにおいて、新興感染症の発生時等の対応を第二種協定指定医療機関との間で取り決める努力義務を定めるもの

【改正する条例】

- (1) 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (2) 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
- (3) 越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- (4) 越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
- (5) 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第25号議案 越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例及び越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について★

【地域共生部介護保険課・地域包括ケア課】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関係条例（2条例）について同様の改正を行うもの。令和6年4月1日から施行

【主な改正内容（個別事項）】（介護サービスのうちケアプラン作成に係るサービス関係）

- (1) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数について緩和するもの（35件 → 44件）
- (2) 利用者等の同意を得た場合においては、少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）利用者の居宅を訪問するとともに、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とするもの

第26号議案 越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

【福祉部障害福祉課】

重度心身障害者医療費の支給対象者について、明確化を図るもの。公布の日から施行

- (1) 支給対象者
居住地特例の対象者として、介護保険施設に入所等している者等を定めるもの
- (2) 支給対象外とする者
本市のこども医療費等を受給している者及び他の地方公共団体が実施する制度により子ども等に対する医療費を受給している者を定めるもの

第27号議案 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について 【福祉部障害福祉課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、関係条例（4条例）について同様の改正を行うもの。令和6年4月1日等から施行

【主な改正内容（共通事項）】

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の意思決定の支援に配慮することを定めるもの
- (2) サービス管理責任者又はサービス提供責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者へ意思決定の支援をする努力義務を定めるもの
- (3) サービス管理責任者又はサービス提供責任者は、利用者に交付している個別支援計画を指定特定相談支援事業者等に交付することを義務付けるもの
- (4) 生活介護又は自立訓練における人員基準として、言語聴覚士を設けるもの

【主な改正内容（個別事項）】

- (1) 障害福祉サービスとして就労選択支援が創設されることに伴い、当該サービスに係る基準を定めるもの
- (2) グループホーム及び障害者支援施設等において、概ね1年に1回以上、地域連携推進会議を開催することを義務付けるもの
- (3) グループホーム及び障害者支援施設等において、新興感染症の発生時等の対応を第二種協定指定医療機関との間で取り決める努力義務を定めるもの
- (4) 障害者支援施設等において、地域移行等意向確認等を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、担当者を選任することを義務付けるもの
- (5) 管理者が兼務できる事業所等の範囲について、事業所等の管理上支障がない場合には、同一敷地内に限らず、他の事業所等の職務に従事することを可能とするもの

| 改正条例 | 主な改正内容（個別事項） | | | | |
|--|-----------------------|----------------------|---------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| | (1) 就労選択支援に係る基準の新設 | (2) 地域連携推進会議の開催義務 | (3) 新興感染症発生時等の対応の取り決めに係る努力義務 | (4) 地域移行等意向確認等に関する指針作成・担当者選任の義務 | (5) 管理者の兼務範囲の明確化 |
| 越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 越谷市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | ○ | | | | |
| 越谷市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 | | ○ | ○ | ○ | |
| 越谷市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 | | ○ | ○ | ○ | |

第28号議案 越谷市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について 【市立病院事務部庶務課】

越谷市立病院の診療科目等について、所要の改正を行うもの。令和6年4月1日から施行

- (1) 診療科目名称の変更
改正前：神経内科 → 改正後：脳神経内科
- (2) 地方自治法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの
改正前：第243条の2の2第8項 → 改正後：第243条の2の8第8項

第29号議案 越谷市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について 【都市整備部建築住宅課】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの。令和6年4月1日から施行
改正前：第10条第1項 → 改正後：第10条第1項又は第10条の2

第30号議案 越谷市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について 【建設部下水道経営課】

地方自治法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの。令和6年4月1日から施行
改正前：第243条の2の2第8項 → 改正後：第243条の2の8第8項

第31号議案 越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例制定について

【環境経済部廃棄物指導課】

再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として制定するもの。令和6年7月1日等から施行

第32号議案 市道路線の廃止について

【建設部道路総務課】

主要地方道越谷流山線の整備に伴うもの10路線、延長3,247.31mを廃止するもの

第33号議案 市道路線の認定について

【建設部道路総務課】

主要地方道越谷流山線の整備に伴うもの12路線、延長3,102.50mを認定するもの

第34号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども施策推進課】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌し、同様の改正を行うもの。令和6年4月1日から施行

- (1) 母子生活支援施設の施設長に義務付けられている自立支援計画の策定にあたり、母子の意見聴取等の措置を行い、当該母子の意見等を勘案するよう定めるもの
- (2) 母子生活支援施設の施設長に義務付けられている関係機関との連携において、連携先として新たに里親支援センターを追加するとともに、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改めるもの

第35号議案 越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども施策推進課】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部が改正されることに伴い、省令を参酌等し、同様の改正を行うもの。令和6年4月1日等から施行

- (1) 管理者が兼務できる事業所等の範囲について、事業所等の管理上支障がない場合には、同一敷地内に限らず、他の事業所等の職務に従事することを可能とするもの
- (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮を義務付けるもの
- (3) 児童発達支援管理責任者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する努力義務を定めるもの
- (4) 児童発達支援管理責任者は、利用者に交付している個別支援計画を指定障害児相談支援事業所に交付することを義務付けるもの
- (5) 「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するもの 等

第36号議案 越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども施策推進課】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の一部改正に伴い、府令を参酌し、同様の改正を行うもの

- (1) 事業所の運営規程の概要等に係る重要事項の掲示について、現行の事業所内における書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けるもの

《令和6年4月1日から施行》

- (2) 書面等が電磁的記録により作成されている場合の書面等の交付又は提出について、「磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等」から「電磁的記録媒体」に改めるもの

《公布の日から施行》

第37号議案 越谷市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども福祉課】

子ども医療費の支給対象者等について、明確化を図るもの。公布の日から施行

- (1) 支給対象外とする者

児童福祉施設等に入所し、医療費の全額を国又は地方公共団体が負担することとなった者及び他の地方公共団体が実施する制度により子ども等に対する医療費を受給している者を定めるもの

- (2) 受給資格者

対象となる子どもと生計を同じくする保護者のうちいずれかの者が、当該子どもと同居している場合は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者とするもの

第38号議案 越谷市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

【子ども家庭部子ども福祉課】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されることに伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）を参酌等し、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。附則において越谷市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止。令和6年4月1日から施行

第39号議案 財産の取得について（学校給食配送車）

【学校教育部給食課】

- (1) 取得財産：学校給食配送車 3台
- (2) 取得価格：2,550万3,360円
- (3) 契約の相手方：三菱ふそうトラック・バス株式会社 南関東ふそう

第40号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

- (1) 土木手数料《令和6年4月1日から施行》 【都市整備部建築住宅課】

① 建築基準法関係

既存建築物の大規模修繕等に対する接道義務及び道路内建築の制限が緩和されることに伴い、当該制限の緩和に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるもの

| 項目 | 手数料の額 |
|---|---------|
| 既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料 | 27,000円 |
| 既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料 | 27,000円 |

② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の題名が改められることに伴い、条例中で引用する法律等の題名を改めるもの

改正前：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

改正後：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

- (2) 消防手数料《令和6年4月1日から施行》 【消防局予防課】

① 消防法関係

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る審査手数料の額を政令による標準額と同額とするもの

| 項目 | 現行 | 改定後 |
|--|------------|------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | 1,180,000円 | 1,450,000円 |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | 1,410,000円 | 1,720,000円 |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | 1,590,000円 | 1,920,000円 |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | 1,950,000円 | 2,360,000円 |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | 2,270,000円 | 2,740,000円 |
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | 4,550,000円 | 5,640,000円 |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | 5,820,000円 | 7,240,000円 |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | 7,070,000円 | 8,790,000円 |

第41号議案から第46号議案まで

令和5年度越谷市一般会計補正予算（第9号）について ほか補正予算5件

第47号議案から第56号議案まで

令和6年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算9件

【問合せ】 総務部法務課

電話 048-963-9130